平成２６年（フ）第３４号
島根県江津市渡津町3206番地２
債務者　小羽康一郎
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第３５号
島根県江津市都野津町1866番地１
債務者　重田　歳子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第３６号
島根県江津市桜江町鹿賀302番地１
債務者　植田　善久
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第３７号
島根県浜田市原井町923番地34　205
債務者　山本　孝広
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第４５２号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1540番地８　丸の内住宅Ｂ棟103号
債務者　中山　美保
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４６４号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目８番13号
２階
債務者　森　　孝幸
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４６８号
北九州市門司区東本町２丁目５番１―402号
債務者　宮尾　典行
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０４６号
愛知県北名古屋市熊之庄十二社133番地１
レピュート堀部ハイツ101号
債務者　中原　　茂
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４７号
愛知県北名古屋市熊之庄十二社133番地１
レピュート堀部ハイツ101号
債務者　中原　米子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３２号
愛知県北名古屋市六ツ師松葉148番地　スターウィング大野105号
債務者　百瀬　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３２号
神戸市中央区下山手通４丁目11番７号　ローズハイツ301号、従前の住所神戸市長田区松野通１丁目３番24―203号
債務者　川崎　勝巳
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８号
兵庫県たつの市揖保町門前337番地
債務者　嶋田　一成
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第３０４号
北九州市小倉北区上到津４丁目11番30号
債務者　山下扶美子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８５号
北九州市小倉北区片野３丁目１番16―702号
債務者　野田由里子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７８号
広島県府中市高木町1362番地２
債務者　山本　幸枝
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８７号
広島県府中市中須町1034番地２
債務者　荒井　慶子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７９３号
さいたま市桜区大字塚本48番地１
債務者　砂田　　隆
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係